

医師会病院等の不動産取得税及び固定資産税の減免に関する資料¹

1 医師会病院及び臨床検査センターの不動産取得税 及び固定資産税の減免について

昭和 39 年 6 月 2 日 日医発第 54 号
都道府県医師会長 医師会病院長 臨床検査センター所長あて 日本医師会長通知

標記のことについては、かねて自治省並びに関係当局と折衝を続けてきたところではありますが、このたび別紙写のとおり、医師会病院及び臨床検査センターに係る不動産取得税及び固定資産税について地方税法第6条の規定を適用されることになりました。

本措置は昭和39年度分以降のものに適用されることになっておりますので、別紙写を御参照の上、これが適用につき速やかに地元関係当局と折衝されるよう御通知申し上げます。

なお、今回の措置につき早川自治大臣の格別の御尽力をいただいたことを申し添えます。

〔別紙写〕

開放型病院等にかかる不動産取得税及び固定資産税の減免について

昭和 39 年 6 月 1 日 自治府第 59 号
昭和 57 年 4 月 1 日 自治府第 26 号改正
東京都総務局長 主税局長 道府県総務部長あて 自治省税務局長通知

¹ 『医師会病院及び臨床検査センターの不動産取得税及び固定資産税の減免並びに法人税の免除に関する資料』（平成4年10月、日本医師会）より抜粋

開放型病院等にかかる不動産取得税及び固定資産税については、当該病院等の公益的な性格にかんがみ、次の基準に該当するものについて昭和39年度分以降の課税にあたり、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定を適用することが適当と考えられるので、この趣旨に即し、措置されたく通達する。

おって、この旨管下市町村に御示達願いたい。

記

- 1 不動産の取得者又は固定資産の所有者は民法第34条の規定により設立された医師を会員とする社団法人（以下「医師会法人」という。）又は歯科医師を会員とする社団法人（以下「歯科医師会法人」という。）であること。
- 2 当該法人が解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は当該法人の目的と類似の目的をもつ他の法人に帰属する旨が定款に定められていること。
- 3 当該不動産又は固定資産は、医師会法人にあつては当該法人が経営する病院又は臨床検査をその主たる業務とする診療所、歯科医師会法人にあつては当該法人が経営する診療所の用に供するものであつて、当該施設が次の事項のいずれにも該当するものであること。なお、その具体的な判定は、事例に即し、その運営の実態にてらし又は当該施設の運営に関する規程等及び事業計画において、当該施設が次の各事項に該当するものである旨明らかにされているか否かによって行なうものであること。
 - (1) 当該施設の全部が当該施設の開設者と雇用関係にない医師又は歯科医師の利用のために開放され、かつ、これらの医師又は歯科医師により主として利用されるものであること。
 - (2) 当該施設は、当該法人が組織されている区域の医師又は歯科医師のすべてによって利用されることとされているものであること。

- (3) 当該施設は、当該法人が行なう次にかかげる事業のうち一以上の事業の用にも供されるものであること。
- ア 会員である医師又は歯科医師の医学・医術の水準の向上に関すること。
 - イ 会員である医師又は歯科医師の研修・再教育に関すること。
 - ウ 公衆衛生活動に関すること。
- (4) 当該施設における診療報酬又は利用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の9第2項に規定する診療報酬の額以下であること。
- (5) 病院にあつては、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条又は第16条に規定する扶助にかかる診療を受ける者及び無料で又は健康保険法第43条の9第2項に規定する診療報酬の額からその10分の1に相当する金額以上の額を減額した料金により診療を受ける者の延数が当該病院の取扱患者の総延数の10分の1以上であること。

2 開放型病院等にかかる不動産取得税及び 固定資産税の減免について

昭和41年8月9日 自治府第90号
東京都総務局長 東京都主税局長 道府
県総務局長あて 自治省税務局長通知

標題のことについては、開放型病院等にかかる不動産取得税及び固定資産税の減免について（昭和39年6月1日付自治府第59号）により措置されているところであるが、今回別添のとおり、厚生省医務局長から依頼があり、適当であるとの結論を得たので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ指導されたい。

〔別添〕

開放型病院等にかかる不動産取得税及び固定資産税の減免について

昭和41年7月25日 医発第869号
自治省税務局長あて 厚生省医務局長

医師会の開設する開放型病院及び臨床検査施設に対する不動産取得税及び固定資産税については、開放型病院等にかかる不動産取得税及び固定資産税の減免について（昭和39年6月1日自治府第59号）により配慮願っているところであるが、開放型病院等の公共性に鑑み、その運用につきなお下記事項につきよろしく御配慮願いたい。

記

(1) 臨床検査施設の取扱いについて

開放型病院等にかかる不動産取得税及び固定資産税の減免についての通達（以下「通達」という。）においては、不動産取得税及び固定資産税の減免が行なわれる開放型病院等の基準として、「当該不動産又は固定資産は当該法人が経営する病院又は臨床検査をその主たる業務とする診療所の用に供するもの」とされている（通達3）ので減免の対象となるものは、診療所に限られることとなる。

しかしながら、医療法上の診療所に該当しないものであっても、診療所でなければ行なえない血液等の検体の採取、X線装置の使用等を除き、被検査物による肝機能検査、血液検査、検尿等の諸検査を業務として行なっているものについては、臨床検査を主たる業務としている点においても診療所である臨床検査施設と差異はなく、また、施設の開放性、公益性の見地からも、何ら異なるところはないと考えられること、さらに、法人税における取扱いにおいて、これらの施設が特別措置の対象となっていること（法人税法施行規則第5条第2号《現行第3号》）等から、これら診療所でない臨床検査施設についても、上記通達による特別措置の対象となるよう取り扱われたいこと。

(2) 開放型病院の取扱いについて

通達においては、不動産取得税及び固定資産税の減免が行なわれる開放型病院等の基準としての「当該施設の全部が当該施設の開設者と雇用関係にない医師の利用のために開放され、かつ、これらの医師又は歯科医師により主として利用されるものであること」とされている（通達3（1））ので、減免の対象となるものは、現に施設の開設者と雇用関係にない医師等により主として利用されるものに限られ、したがって、特定の診療科を設置する病院等で、他の医師等により利用されていないものについては、減免の対象となりにえないのではないかとの疑義を生じている。

しかしながら、当該病院の施設が他の医師等にも開放されることが当該病院の運営規則等で定められている場合には当該病院には開放性があると考えべきであり、特定の診療科を設置する病院であるために当該地域の他の医師等による利用が現実には行なわれていないものについても、特定の診療科を設置するが故にたまたまそのような実態が生じているに過ぎないものであり、したがって、減免の対象とすることが適当であると考えべきものである等ことから、それらの病院についても上記通達による特例措置の対象となるよう取扱われたいこと。